

商工会会員事業者の皆様へ

ますます高まる企業の労災リスクに万全な備え



損保ジャパン

商工会の業務災害保険



労災総合保険
使用者賠償責任条項

建設業の方であれば経営事項審査で15点加点の対象となります。



傷害総合保険
役員包括団体傷害保険特約
(※建設業の場合は建設業者団体傷害総合特約に読み替えます。)
就業中のみの危険補償特約セット

**従業員を守ることが、会社を守ることになる。
おススメします。まさかのときの、たよれる備え。**

安心ダブル

会社の賠償責任も、業務上の事故によるケガも補償します。

手続カンタン

すべての従業員が包括的に対象となります。
(建設業の場合は下請業者も含まれます。)

全額損金

保険料は全額損金(個人事業主の場合
は必要経費※)処理が可能です。
※詳しくは今すぐ中面をご覧ください。

個別加入より
最大約 **50%**
割安!

傷害総合保険部分
※詳細はP8をご覧ください

保険期間は、加入月1日より1年間となります。

※制度保険期間は、平成23年10月1日から1年間となります。

契約者 全国商工会連合会

引受保険会社 株式会社損害保険ジャパン

こんな場合に、保険金をお支払いします。会社も

【業務用災害補償制度の補償内容】

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

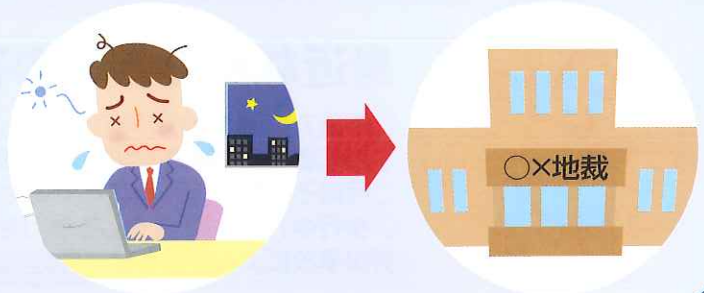
■使用者賠償

◎企業の使用者責任をしっかりカバーします。

万が一の労働事故発生により、企業が負担する争訟費用や損害賠償金に対する企業防衛の備えにご活用いただけます。

使用者（企業）が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

解決のために支出する費用も補償します。



●プランと保険金額

◎“選べる、安心”。

※保険料は取扱代理店にて算出いたします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入タイプ	A型	B型	C型
補償内容	1,000万円(1名あたり)／ 5,000万円(1災害あたり)	1億円(1名あたり)／ 3億円(1災害あたり)	3億円(1名あたり)／ 5億円(1災害あたり)

従業員が被った労働災害について、使用者（企業）が法律上の賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金および解決のために支出する費用をお支払いします。

●賠償保険金:お支払いする賠償保険金の範囲は、逸失利益・休業損失・慰謝料となります。

※賠償保険金のお支払いは、政府労災の認定を受けた場合にかぎります。

●費用保険金:次の争訟費用等を費用保険金としてお支払いします。

- ①弁護士報酬を含む争訟・和解・調停または仲裁に要した費用
- ②示談交渉に要した費用
- ③解決のための損保ジャパンへの協力費用
- ④第三者への損害賠償請求が可能な場合の権利の保全・行使に要する費用

※訴訟等になる場合は、事前に損保ジャパンにご連絡いただきます。

●保険金お支払い例（労災総合保険）※実際のお支払はご加入の内容等により異なります。

補償対象となる事故事例1【判決4,000万円】

長距離運送の仕事にこも膜下出血で亡くなったトラック運転手（男性・当時43歳）の遺族3人が勤務先を相手に訴訟提起。会社側が休憩場所など適切な労働条件を確保せず、長時間の過重な労働を強いており、会社に安全配慮義務違反があったとして、約4,000万円の支払いを命じた。

判決4,000万円、政府労災保険による支給1,000万円
1事故支払限度額1億円 法定外補償規定無しの場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{損害賠償額} \\ \hline 4,000\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{政府労災保険による支給} \\ \hline 1,000\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{3,000万円を} \\ \hline \text{お支払い!} \\ \hline \end{array}$$

補償対象となる事故事例2【判決1億1,000万円】

長男（当時24歳）が勤務中に自殺したのは過酷な労働で精神的に追い詰められたためだとして、母親が勤務先食品会社を相手に提訴。過労とうつ病による自殺との間に相当因果関係があり、会社は安全配慮の義務を怠ったとして、約1億1千万円の支払いを命じた。

判決1億1,000万円、政府労災保険による支給1,000万円
1事故支払限度額1億円 法定外補償規定無しの場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{損害賠償額} \\ \hline 1\text{億}1,000\text{万円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{政府労災保険による支給} \\ \hline 1,000\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1億円を} \\ \hline \text{お支払い!} \\ \hline \end{array}$$

従業員も守る、安心の企業補償プランです。

■ 傷害補償

◎ 業務上の事故による死亡・後遺障害もしっかりカバーします。

従業員の方々の業務災害や通勤災害に対する補償制度として、福利厚生制度の充実にご活用いただけます。

スピーディな保険金のお支払いが可能です。

政府労災保険の支払認定を待たずに、スピーディな保険金のお支払いが可能です。

熱中症を補償

日射、熱射による身体の障害（熱射病など）も補償します。（熱中症危険補償特約）



傷害補償

1名あたり 100万円～5,000万円まで

被保険者（保険の対象となる方）が職業または職務に従事している間（通勤途上を含みます。）の傷害事故を補償します。

- **死亡補償・後遺障害補償**: 傷害事故（就業中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいます。以下同様とします。）の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで死亡したり後遺障害を被られた場合にお支払いします。（死亡の場合は保険金額の全額、後遺障害の場合はその程度に応じて4～100%をお支払いします。）
- **熱中症補償**: 業務中の熱中症による身体の障害も補償対象となります。

建設業の場合は経営事項審査で15ポイントの加点が可能です。

経営事項審査において、「法定外労働災害補償制度への加入」が加点評価の対象となっています。この「業務災害補償プラン」は、加点を得られるための条件を満たしたプランとなります。

15ポイント
獲得の
3条件

すべての工事を対象とする労働災害補償制度加入により、

- ① 死亡および後遺障害1～7級を対象にしていること
- ② 業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること
- ③ 貴社の従業員および下請負人の従業員のすべてを対象としていること